

人権啓発センターだより

じんけん

啓発紙 2025年

通巻 84号

あなたらしいが わたしはうれしい

ふじのくに人権フェスティバル

令和6年12月17日 藤枝市生涯学習センター



「ふじのくに人権宣言」を唱和する人権作文コンテスト入賞者の皆さん



人権フェスティバル会場で行われた作品展

も く じ

- P 2～3 令和6年度ふじのくに人権フェスティバル
- P 4 令和6年度人権問題に関する県民意識調査結果
- P 5 企業と人権セミナー
- P 6 第2回人権講演会

静岡県
(静岡県人権啓発センター)

令和6年度ふじのくに人権フェスティバル

12月17日(火) 藤枝市生涯学習センター

静岡県人権啓発活動ネットワーク協議会（静岡地方法務局、静岡県人権擁護委員連合会、静岡県、静岡県教育委員会、静岡市、静岡市教育委員会、浜松市及び浜松市教育委員会）と藤枝市が、県民の皆様に人権の大切さを訴えるとともに、人権尊重の理念の理解を深めることを目的として開催しました。

第Ⅰ部 「第43回全国中学生人権作文コンテスト」 静岡県大会入賞作品表彰式

○最優秀賞

静岡地方法務局長賞

『私たちは人だからこそ想像できる』

小倉 綾那さん

（浜松市立北部中学校）

静岡県人権擁護委員連合会会長賞

『「自分らしく」生きること』

青木 玲奈さん

（長泉町立長泉中学校）



○特別賞

静岡県教育委員会教育長賞

『私を例に』

江川 与瑠さん

（浜松市立新津中学校）

静岡新聞社・静岡放送賞

『「小さい」』

名倉 由奈さん

（掛川市立大須賀中学校）

NHK静岡放送局賞

『ハンディキャップを抱えていても』

西尾 優我さん

（富士市立岳陽中学校）

清水エスパルス賞

『偏見は怖い』

萩原 大慥さん

（森町立森中学校）

ジュピロ磐田賞

『特別は特別ではない』

徳増 藍さん

（浜松市立庄内中学校）

藤枝MYFC賞

『「捉われない」にとらわれない』

磯貝 咲歩さん

（静岡大学教育学部附属浜松中学校）

アスルクラロ沼津賞

『人権とは？』

村上 慶さん

（伊豆の国市立大仁中学校）



第Ⅱ部 講演会

「失ったものでなく今あるものを見つめていく」

講師：山田 千紘 氏（モチベーションショナルスピーカー）



僕の義足は、左右で形が違う。なぜなら、切断した箇所が違うからだ。僕が両足と利き腕だった右腕を切断したのは2012年7月24日、20歳の時だった。仕事からの帰宅途中に電車にひかれた。奇跡的に命は取り留めたものの、一時は、絶望を味わった。幻肢痛に苦しみ、目を閉じて、眠りから覚めなければいいのにと思ったりもした。その気持ちが切り替わったきっかけは二つ。一つは友達の存在。事故から2週間後、友達が病室に来てくれた。数時間にわたり、事故前と変わらず友達同士の会話をした。彼らは事故について一切聞かなかった。友達は何も変わっていなかった。僕だけが自分を受け入れようとしないで、勝手に変わろうとしていたことに気づいた。もう一つのきっかけは家族の存在。当時の僕は自分が消えてなくなった方が両親のためだと思っていた。しかし、両親は毎日、病室に来て、「生きていてくれて、ありがとう。」と言ってくれた。親よりも子供が先に死ぬことが一番の親不孝だと僕は気づいた。そして、三肢を失ったくらいで、人生終わったと思っている自分は独りよがりだと思った。

友達と家族の存在に救われた僕は、「自立」を目標に設定し、一步を踏み出した。まず、日常生活の様々な場面で左手を使ったり、義足歩行したりできるようになった。そして、運転免許を取得し、職業訓練校を経て、社会復帰した。同時に一人暮らしを開始し、自作のお弁当を持って通勤するなど、22歳で「自立」という目標を達成した。2020年7月、You Tube チャンネル『山田千紘ちゃんチャンネル』を開設し、自立して、前向きに生きる姿を発信している。2023年8月28日には、三肢切断としては初めて富士山登頂を果たした。

この12年を振り返って、僕が伝えたいのは「一步を踏み出すことが大切」ということだ。自分がやりたいことのために、一步踏み出して挑戦する。それで成功するとは限らないが、自分を成長させることはできる。失敗を経験値に変えることができる。成長につながるのだ。誰にでも失敗はあり、生きていればたくさん失う。しかし、失ったものではなくて、今あるものを見つめてほしい。僕は、右腕と両足を失ったが、左手があるし、思いを伝えたり、話を聞いたりすることもできる。人間は生まれた時から、すごい能力を両親からもらっている。僕が失ったのはたった三つだけ。みんなは、めちゃくちゃすごいものをたくさん持っている。だから、横の人とかと比べるのではなく、自分自身と向き合って、失敗を恐れずに、明日からの一步を踏み出してほしい。過去は変えることはできなくても、明日からの未来は変えることができる。

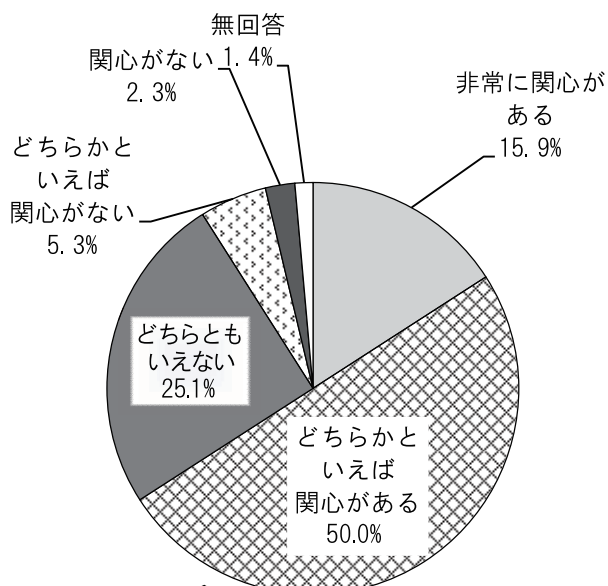
さあ、前を向いて一步を踏み出そう。

令和6年度人権問題に関する県民意識調査結果

県では、今後の人権施策の取組を効果的に進めるため、「人権問題に関する県民意識調査」を5年に一度、実施しています。今年が調査年度にあたり、県内にお住まいの満18歳以上の方3,000人を対象に7月にアンケート調査を行いました。(有効回答数 997人)

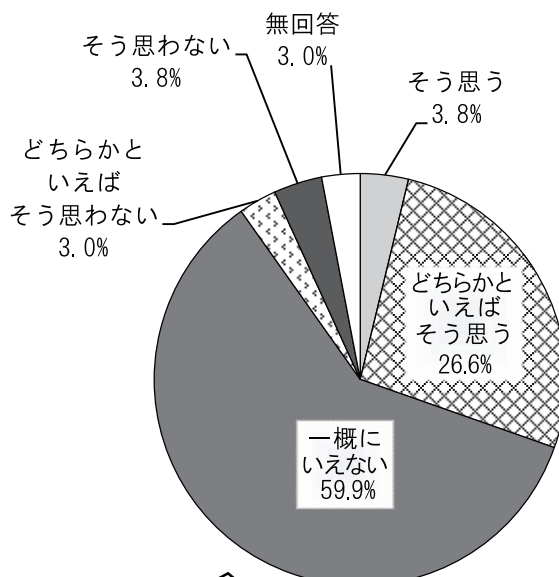
今回は、調査項目の中から3項目について結果をご紹介します。

1 あなたは「人権」について関心がありますか？



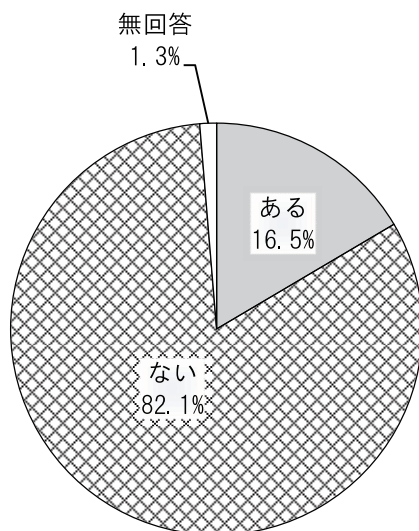
※前回調査と比べて、「非常に興味がある」又は「関心がある」と回答した人の割合が4.2ポイント上昇しました。

2 静岡県は「人権尊重の意識」が定着した県になっていると感じますか？



※前回調査と比べて、「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合が7.7ポイント低下し、「一概にいない」の回答の割合が12.1ポイント上昇しました。

3 この5年間に自分の人権を侵害されたと思ったことがありますか？



※前回調査と比べて、「ある」、「ない」とともに、ほぼ横ばいで推移しました。

調査結果の報告書は、静岡県人権啓発センターホームページに掲載しています。

(掲載)

※「静岡県人権啓発センター」ホームページ
⇒「人権施策」⇒「令和6年度人権問題に関する県民意識調査の概要」



企業と人権セミナー

令和6年12月6日～12月26日 アーカイブ配信

カスタマーハラスメント対策

～実践的に学ぶ、事前準備と発生時の対応～

齊木 茂人 氏

（公益社団法人消費者関連専門家会議（ACAP）専務理事）



カスタマーハラスメント（以下、カスハラ）対策では、適切な「事前準備」と「発生時の対応」が求められる。事前準備としては、「方針の策定」と「体制づくり」を行う。まず、会社等で起きているカスハラに関連する事例を集め、現状と課題を把握し、方針を策定する。策定後には、従業員に周知するとともに、ちらし、ポスター、ホームページ等でお客様にも方針を公表し、カスハラと判断される事例等を具体的に示したい。

体制づくりでは、相談対応者、相談窓口を設定し、その役割を明確にする。そして、カスハラの判断基準や対応の流れ、ポイントなどを明記したマニュアルを作成し、従業員に周知する。さらに、入社時研修、お客様対応者研修、管理者向け研修等を通して、それぞれの対応の基本と具体的な事例に基づくロールプレイングや事例研究を行う。

発生時の対応としては、「組織対応」と「フォロー」が重要である。発生時には、組織として、事実の確認、対応方針の決定、対応の中断や中止の判断をする。行為者（お客様）には、担当者名を明確に伝え、組織の方針を説明する。一次応対者に対しては、記録等をもとに時系列で事実確認を行い、「組織でカバーするので、一人でがんばりすぎることはない。評価が下がることもない。」等を伝え、メンタルケアをしたい。職場メンバーに対しては、状況、対応の方針、担当者を伝え、特に、社内の関連部門及び役員と情報共有し、支援体制を整える。発生状況によっては、警察署等の行政機関とも情報を共有し、連携する。また、従業員の安全を第一に考え、精神面の配慮をして、相談、声かけ等のフォローが大切である。状況に応じて、専門家への相談や医療機関への受診を促す。

カスハラに至らないようにするためには、初期段階の適切な言動が大切である。第一に、お客様を否定しないで、傾聴し、関心と理解を示す。第二に、対象を明確にして、限定謝罪をする。例えば「ご不快な思いをおかけし、申し訳ございません」とお詫びの言葉を伝える。第三に、できることと、できないことを明確にして、できることを提案する。第四に、「〇〇でよろしいでしょうか」などと選択肢を示したい。

カスハラ対策は、労働問題から経営問題、さらには人権問題へと認識が広がっている。そのため、消費者の権利や事業者の責務、そして、合理的配慮などの視点を前提にすることが重要といえる。人権問題の視点からは、お客様と従業員は対等な関係にあることを認識することが重要であり、お客様の尊厳を尊重するだけでなく、従業員の尊厳を守ることが求められている。

第2回人権講演会

令和7年1月10日～1月30日 アーカイブ配信

笑って考えよう！家庭のこと、仕事のこと、未来のこと
～男の家事が社会を救う～

瀬地山 角 氏（東京大学大学院 総合文化研究科 教授）



〔講演概要〕

子育てで男性にできないことはない。男性は子どもを産めなくても子育てならびできる。

ジェンダーとは、「社会的性差」のことで、「男（女）だからこうしなければならない」といわれるものである。ほとんど社会（人）が作ったものにすぎない。であれば人と人とが相談して変えることができる。少子高齢化を乗り越えるためには、高齢者、女性、外国人の力が必要である。

配偶者控除等の主婦の優遇制度は廃止すべきと考える。なぜなら離婚した人にメリットがないからである。離婚率が高まる中、保護策は子どもに集中するようにしたい。都会は地方より専業主婦率が高く、優遇を受けている人が多い。地方では女性の就労率が高く、女性議員が少ない。

男性の家事・育児時間が少なすぎることは、社会的な問題である。男性は週平均1日約1時間に対し、女性は約5時間。男性は女性に専業主婦になってほしくないと思っているのに、相手に家事育児能力を求めている。これは、女性に働いて家事育児をやれと言っているのと同じである。共働き女性の過酷な家事育児の一日を肯定する内容のCMが炎上した例がある。家事は手伝うものではない。家事育児を男性が負担しないことによって、日本は子育てできない社会になってしまっており、少子化が進む。家事育児を織り込んだ働き方をしていかなないと、会社はもっても日本の社会がおかしくなってしまう。ワークライフバランスは男性問題としても考えるべきである。一方で、男性も身体的なことや優しさと頼りがいを求められるなど、「差別」を受けている。男性も肩の荷を下ろして、家事育児の責任を分担すべきである。

男女比が歪むと結論も歪んでしまう。女性が意思決定の場にいるべきである。また、男性が残業するよりも、女性が正規で働いた方が家計は豊かになり、年金も違ってくる。男性も家事ができることは、災害時などの危機管理にもつながる。

最後に、高等教育において性差別があることを忘れないでほしい。女性は地元の大学進学を勧められ、浪人を認めてもらえないがために、志望を下げている。これからは性別に関わりなく、女性と男性で新しい社会をつくっていくべきである。

お知らせ

本啓発誌「じんけん」は、令和7年度からホームページへの掲載のみとさせていただきます。
静岡県人権啓発センターのホームページにて、引き続きご愛読いただければ幸いです。

令和7年3月発行

（令和6年度法務省委託事業）

静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課人権同和对策室（静岡県人権啓発センター）

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館内

TEL 054-221-3330 FAX 054-221-1948

email jinken@pref.shizuoka.lg.jp

ホームページはこちら

静岡県人権啓発 検索

